

○ 財務省告示第三百七十八号
平成二十五条第一項の規定に基づき、大蔵省の行いを下記する。
二月四日より告示する。

國庫短期財務証券大臣（第四百十回）

令二年次第十九回

の法律発行の名称及び根拠その規則

の法律発行の名称及び根拠その規則

の法律発行の名称及び根拠その規則

四

三

二 一

用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ振替法」といふ。其に付けるもの銀行の競争て行とし、その規則

發行方法

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 八 四 万 五	千 額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 万 千 八 兆	万 面 六 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 九 七 千 二	円 金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
	額 万 額	応 額 市 。 ら み	争 市
	八 二 百 六	募 の 場 そ の	入 場
	百 十 円 百	額 範 特 の う	札 特
円 八 六	四 五	を 囲 別 応 ち	發 別
億 十	千 兆	割 内 参 募 応	行 參
六 二	七 二	り に 加 額 募	「 加
千 億	百 千	当 お 者 を 價	と 者
三 二	二 六	て い ご 順 格	い 。
百 千	十 百	る て と 次 の	う 第
七 十	九 六	。 各 の 割 高	。 I
十 五	億 十	申 応 り い	非
	三 九		

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 発	
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 価 ・ 札 格 競	債 別 第 參 市 I	債 債 市 場 加	札 行 競 價 格	
平 成 二 十 五 年 十 一 月 十 八 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ 。そ が 月 の 銀 百 円 業 日 に	額 面 金 額 と 、 と き は 、 う 。そ き の 翌 營 業 業 日 に	額 還 金 支 付 を し て 年 期 付 き の 銀 行 休 業 業 日 に	償 當 た だ し と 償 償 六 年 二 月 二 十 四 日 に	た 成 成 た 成 と た 年 月 月 上 き の 九 そ れ 九 ぞ れ 九	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に
					十 額 八 額 六 額 五 厘 五 円 毛 以 上 九 そ れ 九	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に
					十 額 八 額 六 額 五 厘 五 円 毛 以 上 九 そ れ 九	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に
					十 額 八 額 六 額 五 厘 五 円 毛 以 上 九 そ れ 九	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 う 。そ き の 銀 行 休 業 業 日 に